

## 錦江町農業委員会 5月総会議事録

○ 開催日時 平成28年5月24日(火) 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(19人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	4番	水流 豊美
〃	5番	平原 栄
〃	6番	欠 番
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	山中 徹
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一麿
〃	20番	本釜 好子

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 永田宗成

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第 5号 農地法第4条許可申請について

議案第 6号 農地法第5条許可申請について

議案第 7号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第 8号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議 長	<p>只今より平成28年5月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の総会の出席は全員であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に9番 安水委員と10番 牧原委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>先ず、議案第5号 農地法第4条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第5号について説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号1号の申請人は、B・Kさん、T自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、馬場字柴立2539番1、台帳は畑、地積は822㎡と、馬場字下大平2573番1、地目は畑、地積は540㎡で、2筆の合計は1,362㎡となっています。この申請は山林への転用目的となっています。</p> <p>4頁から7頁にかけて位置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は5番 平原委員です。</p> <p>次、受付番号2号の申請人は、H・Yさん、O府在住の方です。</p> <p>申請地は、馬場字新改田5,277番、台帳は田、地積は480㎡となっています。この申請は一般住宅への転用目的となっています。</p> <p>8頁から11頁にかけて位置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p>

	<p>この件の担当調査員は15番 畠中委員です。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いします。 先ず、受付番号1号について、5番 平原委員お願いいたします。</p>
5番 平原委員	<p>はい。ご報告いたします。 12日の午前中に事務局2名と私と3名で現地調査に行って参りました。場所はみはらし線、根占に上がる途中なんですが、昔、みはらし結婚式場があった上の方です。この図面を見て分かりますように、7頁ですか、段が付いて、道路沿いなんですが段が付いて、もう3方とも、2か所とも山です。可能じゃないかと判断したけれども、Bさん夫婦も高齢で、もう施設に入っておられて可能じゃないかという感じがいたしました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 次に、受付番号2号について、15番 畠中委員お願いいたします。</p>
15番 畠中委員	<p>はい。報告します。 先ず、高齢化が進む中で、若い人がUターンすることは大変うれしいことです。 18日の日に事務局2人と現地調査をしました。場所的には、半下石の運動公園があるんですが、その下のあたりです。第2種農地で、周りには宅地が3軒ほどあり、諸条件を満たしており問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第5号を採決します。 お諮りします。 議案第5号については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>

委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第 5号 農地法第4条許可申請については、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	次に議案第 6号 農地法第5条許可申請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第6号について説明いたします。 受付番号1号につきましては、農家住宅建設のための転用申請となっております。 申請人はZ・TさんとZ・Mさんの連名による申請となっております。 申請地は、城元字間門前1, 194番3、地目は田、地積は754㎡となっております。 14頁から18頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。 この件の担当調査員は、17番 鳥越委員です。  以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、17番 鳥越委員をお願いいたします。
17番 鳥越委員	はい。16日の午前中に事務局と私と本人と調査いたしました。 ここは第3種農地で全然問題はないところで、又、周辺の3方も殆んど住宅地で、息子さんがお父さんの横の畑に住むということで、宅地に転用するものです。何ら問題は無いかと思っておりますので、よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
8番 寺田委員	勉強不足で申し訳無いんですけども、これはTさんの土地にMさんが作るということですか。

事務局	5条なので、お父さんから贈与でMさんが譲り受けて、所有権移転を兼ねているので5条申請となります。
8番 寺田委員	分かりました。
議長	他にありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第 6号を採決します。 お諮りします。 議案第 6号については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第 6号 農地法第5条許可申請については、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	ここで○番 ○委員退席を求めます。 (○委員退席)
議長	次に議案第 7号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請についてのうち、受付番号2号を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは受付番号2号について説明いたします。 まず、受付番号2号の譲渡人は、K・Aさん、S自治会在住の方です。 申請地は、田代麓字新田5,088番8、地目は田、地積は206㎡となっています。 一方、譲受人は、M・Kさん、B自治会在住の方です。

	<p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>M・Kさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、自作地7,571㎡で、水稻、養鶏を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター、動噴各3台、管理機2台、ボブキャット1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、18番 樋渡委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、18番 樋渡委員お願いいたします。</p>
18番 樋渡委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>この場所は国道448号を上がって、トンネルを過ぎて下り終わった新田集落の橋があります。その橋を過ぎて大原方面へ行って100mぐらい入った左側の圃場です。それでこれは元々Mさんが、Kさんに早くから売ってくれないかと相談していらっしやったらしいんですが、話が進まなくて、今回は逆にKさんの方から買ってこれというお願いだったそうです。それとこの圃場はMさんが作っている圃場の中にあります。今現在耕作されている圃場の中に、それが変な形で入ってまして、これを買わなかったら入口が無くなるような形です。元から買いたいということだったらしいですけれども、今回はKさんの方から買ってくださということで話がまとまりました。260㎡で地料が2千円となっていて、10数年間払ってきたということですが、圃場は湿田気味で、肝心な南側が山で、日当たりも悪い、そんな良い圃場でもありません。そういう中で、Mさんは今回Kさんの方からは是非買ってくださということで決まりました。それで全部で0万円ということで話が付いております。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員の調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第7号のうち、受付番号2号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>受付番号2号については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第 7号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請についてのうち、受付番号2号は、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここで、○委員の入室を求めます。</p> <p>(○委員入室)</p>
議 長	<p>次に議案第 7号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請についてのうち、受付番号3号を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは受付番号3号について説明いたします。</p> <p>この件は、鹿児島県地域振興公社が農地中間管理事業の特例事業として買入れするものです。</p> <p>受付番号3号の譲渡人は、S・Aさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は、1件目が神川字諏訪ノ前373番、地目は田、地積は1,286㎡、2件目が神川字諏訪ノ前374番1、地目は田、地積は481㎡で、2筆の合計は1,767㎡となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、10番 牧原委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、10番 牧原委員お願いいたします。</p>
10番 牧原委員	<p>はい。ご報告いたします。</p> <p>この件につきましては、昨年度あっせんに挙がった物件でありまして、買主の方から公社を通して下さいということで、買主は皆さんもご存じのF・M君、神川城にお住いの方ですけれども、この方がこの諏訪ノ前の田んぼ1,286㎡の所に、何年来借りてハウスを作っていました。Sさんの方から売りたいということで昨年あっせんに挙がりまして、やっとまとまった次第でございます。</p> <p>一応公社を通すということで、また来月、公社からの利用権設定で挙がって来ると思います。よろしくお願いいたします。</p>



議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員の調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
19番 鈴 委員	<p>値段は。</p>
事務局	<p>反当り〇〇万円で、全部で〇〇万〇千円です。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第7号のうち、受付番号3号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>受付番号3号については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第 7号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請についてのうち、受付番号3号は、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 8号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第8号について説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号12号から14号までの貸し人はK・Yさん、M自治会在住の方です。</p> <p>申請地は12号が神川字田ノ平6, 882番1、地目は田、地積は2, 516</p>

m<sup>2</sup>、13号が神川字平山6，965番2、地目は田、地積は380m<sup>2</sup>、14号が神川字平山6，976番7、地目は田、地積は1，383m<sup>2</sup>で、3筆の合計は4，279m<sup>2</sup>となっています。

貸付期間は、平成28年5月25日から平成38年12月14日までで、使用貸借のため小作料は発生しません。

一方、借り人は、I・Kさん、K自治会在住の方です。

I・Kさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、小作地17，816m<sup>2</sup>で、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は330日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック各1台となっています。

この件の担当調査員は3番 厚ヶ瀬委員です。

次の受付番号15号の貸し人はU・Nさん、U自治会在住の方です。

申請地は、田代川原字馬庭原655番、地目は田、地積は493m<sup>2</sup>となっています。

貸付期間は、平成28年5月25日から平成30年12月14日までで、小作料は1，290円となっています。

一方、借り人は、K・Mさん、U自治会在住の方です。

K・Mさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、自作地3，736m<sup>2</sup>で、水稲、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機各1台、刈払機2台となっています。

この件の担当調査員は7番 毛下委員です。

次の受付番号16号の貸し人はH・Yさん、N自治会在住の方です。

申請地は、田代麓字迫田705番22、地目は畑、地積は547m<sup>2</sup>となっています。

貸付期間は、平成28年5月25日から平成30年12月14日までで、小作料は2，500円となっています。

一方、借り人は、K・Yさん、N自治会在住の方です。

K・Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地、小作地ともにありませんが、相対で貸借されていまして、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は180日で、農業機械の所有状況は、トラクター・刈払機各1台となっています。

次の受付番号17号から19号までの貸し人はK・Mさん、K自治会在住の方

です。

申請地は17号が田代麓字中崎3, 484番、地目は畑、地積は1,188㎡、18号が田代麓字曲迫3, 628番、地目は畑、地積は516㎡、19号が田代麓字四本松3, 646番1、地目は畑、地積は1,126㎡で、3筆の合計は2,830㎡となっています。

貸付期間は、平成28年5月25日から平成30年12月14日までで、小作料は17号が5,000円、18号が2,500円、19号が5,000円となっています。

一方、借り人は、16号と同じK・Yさんです。

受付番号16号から19号までの担当調査員は12番 鍋委員です。

次の受付番号20号から23号までの貸し人はU・Tさん、K市在住の方です。

申請地は20号が神川字北鶴2, 685番1、地目は田、地積は90㎡、21号が神川字北鶴2, 685番2、地目は田、地積は102㎡、22号が神川字北鶴2, 685番3、地目は田、地積は179㎡、23号が神川字北鶴2, 685番4、地目は田、地積は144㎡で、4筆の合計は515㎡となっています。

貸付期間は、平成28年5月26日から平成33年12月14日までで、小作料は、米(粳)2俵となっています。

一方、借り人は、H・Mさん、K自治会在住の方です。

H・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地3,254㎡、小作地2,709㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、軽トラック各1台となっています。

この件の担当調査員は、13番 徳永委員です。

以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いします。

先ず、受付番号12号から14号について、3番 厚ヶ瀬委員お願いいたします。

3番  
厚ヶ瀬委員

はい。報告いたします。

借り人のI・Kさんは、年齢が40歳と若い独身の女性で、生産牛10頭ほどを養って経営を立てておられます。このK・Yさんですが、この場所は山間の田で、作ってくれないかという申し出がIさんの方にお願いがありまして、まとまった案件でございます。Iさんは就農して4年ぐらいということで、農業機械等はお父さんと共同利用、畑の管理等も綺麗に管理されまして、何ら問題は無いか

	<p>と思います。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号15号について、7番 毛下委員お願いします。</p>
7 番 毛下委員	<p>はい。報告します。</p> <p>この水田は、3年ほど前より借りられてKさんの方が作られておりましたが、今回、Uさんの方から利用権設定の申し込みがありました。K・Mさんは、今度、孫が高校を卒業され新規就農されておられますので、色々なことをこれから頑張られると思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号16号から19号について、12番 鍋委員お願いします。</p>
12番 鍋 委員	<p>はい。それでは説明をいたします。この案件はいずれも借り人は同じ人で、K・Yさんという方です。Kさんは各種タイヤの販売及び修理を生業として、もう創業45年以上続けて来られている方で、田代麓交差点の近くで、住宅兼店舗を構えておられます。今回の農地の場所ですが、16番については、Kさんの住宅の直ぐ裏側にありまして、早くから相対で借りられ野菜等を作っておられました。今回、正式に利用権の設定を結ばれるところです。次の17から19番は、田代でも大根占地区よりの所に砂利採石場がありますが、そのの上り口付近がこの3筆の字地で、18番を起点に100m以内にまとまっております。近年、Kさんの業界も厳しくなっているというようなことから、賃貸人の旦那さんで、友人でもあられるKさんへ、カボチャ等何か園芸を初めて見たいと相談をされたところ、奥さん名義の農地を貸して貰えたということから成立した案件です。Kさんは74歳と高齢ですが、50代前半の息子さん夫婦が近くに住んでおられ、また、後継者として一緒に仕事をされておられますし、友人のKさんの援助を受けての農業参入というような形になりますので、特に心配することは無いというふうに思います。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号20号から23号について、13番 徳永委員お願いします。</p>
13番 徳永委員	<p>はい。報告します。</p> <p>この物件は4筆に分かれておりますが、現地は1枚の田んぼになっております。4月まで作っておられた方が高齢のため作らないということで、このHさんをお願いしたところです。</p>

	<p>借り人のHさんの方は、昨年、会社を退職されまして、退職前から兼業農家として頑張っておられたんですが、退職後は有機栽培を主体とした園芸に取り組んでおられます。本人も自分の土地を含めて良く管理をされておりますし、有機農業ですので、色々と場所が欲しいとかありますけれども、本人の誠意と言いますか、有機農業を発展させるという熱意を持って取り組んでおられますので、何ら問題は無いと思っております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 ただいま、各調査員から調査報告がありました。質疑はありますか。</p>
19番 鈴委員	<p>この後の方のUさんの分ですが、ここは地積が未だ入っていないんですか。</p>
13番 徳永委員	<p>地積は入っているんですが、地籍調査の時に、これを1筆にすれば良いものを、されていないです。だからここだけバアーと細い線が入っているところです。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第 8号を採決します。 お諮りします。 議案第 8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第 8号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請については、原案のとおり決定しました。</p>

議 長

以上で、平成28年5月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

9 番

10 番

議事録調整者 窪 和人